

換地処分に伴う『住所変更手続一覧表』

以下は、換地処分に伴う住所変更の手続に関する主なものを記載してあります。ここに記載されているもの以外にも住所変更の手続が必要な場合がありますので、御自身が契約等しているものを御確認の上、所定の手続をしてください。

なお、各種手続は、換地処分公告日の翌日以降にすることができます。

❖ 該当者御本人による手続が必要なもの

事 項		申請・問合せ先		説 明	
住民登録					
マイナンバーカード 個人番号カード	市役所 市民課	0532-43-5505	新住所をカードに記載します。手続方法については、市民課から後日送付するお知らせを御確認ください。		
在留カード 特別永住者証明書		0532-51-2279	新住所をカード・証明書に記載します。		
子育て					
児童扶養手当 母子父子福祉手当 遺児手当(県)	市役所 子育て支援課	0532-51-2321	該当する方へ手続についての案内を送付します。		
子ども医療費受給者証 母子父子家庭等医療費受給者証		0532-51-2335			
公立の認定こども園・保育園(市外)	各認定こども園・保育園	—	園により必要な手続が異なります。詳しくは直接お問合せください。		
私立の認定こども園・保育園					
幼稚園	各幼稚園				
学籍(私立の小・中学校)	各学校				
学籍(豊橋市立高等学校・家政高等専修学校、県立高等学校)			学校により必要な手続が異なります。詳しくは直接お問合せください。		
福祉・医療					
身体障害者手帳 療育手帳 自立支援医療受給者証(更生医療)	市役所 障害福祉課	0532-51-2345	新住所を手帳・受給者証に記載します。詳しくは直接お問合せください。		
自立支援医療受給者証(精神通院) 精神障害者保健福祉手帳		0532-51-2312			
精神障害者医療費受給者証 障害者医療費受給者証		0532-51-2347	新住所の受給者証と差し替えます。詳しくは直接お問合せください。		
障害福祉サービス受給者証 障害児通所受給者証 地域生活支援受給者証					
特別障害者手当 在宅重度障害者手当 障害児福祉手当 経過福祉手当 特別児童扶養手当	0532-51-2345	変更届を提出してください。			
特定医療費受給者証(指定難病) 登録者証 特定疾病医療給付受給者票(指定難病以外) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者票	0532-39-9134				
被爆者健康手帳					
年金					
国民年金基金	全国国民年金基金	0120-65-4192	直接お問合せください。		
企業年金	企業年金を管轄する事務局	—			
iDeCo(個人型確定拠出年金)	加入申込をした金融機関				
不動産登記					
土地・建物登記の甲欄(所有者の住所)	名古屋法務局豊橋支局	0532-54-9278	住所変更の日(換地処分公告日の翌日)から2年以内に、住所変更登記の申請をしてください。 ※換地処分に伴う登記完了のお知らせが市役所から届きましたら手続できます。		
法人登記(本店・支店の所在地、役員の住所)	本店の所在地を管轄する法務局 (豊橋市内に所在地がある場合の管轄は、名古屋法務局岡崎支局)	(岡崎支局) 0564-52-6415	所在地・住所変更の日(換地処分公告日の翌日)から2週間以内に、変更登記の申請をしてください。 手続方法について、詳しくは法務局の手続案内(予約制)を御利用ください。		
自動車					
運転免許証	東三河運転免許センター 豊橋警察署	0533-85-7181 0532-54-0110	住民票がなくても手続できます。詳しくは愛知県警HPを御覧いただくか、直接お問合せください。		
自動車車検証(普通自動車)	中部運輸局愛知運輸支局 豊橋自動車検査登録事務所	050-5540-2049	警察署で交付された新住所の車庫証明が必要です。		
自動車車検証(250ccを超える二輪車) 軽自動車届出済証(125ccを超え250cc以下の軽二輪)			詳しくは中部運輸局愛知運輸支局HPを御覧いただくか、直接お問合せください。		
自動車検査証(軽自動車)	軽自動車検査協会 愛知主管事務所豊橋支所	050-3816-1771	詳しくは軽自動車検査協会HPを御覧いただくか、直接お問合せください。		
郵便局					
郵便貯金	ゆうちょ銀行	0120-992-504	直接お問合せください。		
保険	かんぽ生命	0120-552-950			
ガス・電気					
ガス	各供給会社	—	直接お問合せください。		
電気					
その他					
NHK	各契约会社・機関	—	直接お問合せください。		
固定電話・携帯電話					
インターネットプロバイダ					
新聞					
生命保険・損害保険・自動車保険					
金融機関					
クレジットカード					
ケーブルテレビ(ティーズ)					
衛星放送					

市役所等への手続きが不要なもの

		問合せ先	説 明
住民登録			
住民票 戸籍 印鑑登録	市役所 市民課	0532-51-2279	市が新住所及び新本籍に変更します。
パスポート	東三河広域連合旅券センター（豊橋）	0532-53-6680	所持人欄（緊急連絡先）の住所を新住所に変更してください。
子育て			
児童手当	市役所 子育て支援課	0532-51-3161	市が新住所に変更します。
公立の認定こども園・保育園（市内）	市役所 保育課	0532-51-2374	
病児保育 休日保育 一時預かり		0532-51-2316	利用登録の変更は不要です。（実際に利用する際の）利用申請書に新住所を記入してください。
学籍（豊橋市立の小・中学校）		市役所 学校教育課	0532-51-2817
福祉・医療			
国民健康保険被保険者証 高齢受給者証	市役所 国保年金課	0532-51-2293	新住所が記載された資格確認書又は資格情報通知書を後日世帯主あて郵送します。
国民健康保険資格確認書（マイナ保険証非保有者）			新住所が記載されたものを後日世帯主あて郵送します。
国民健康保険限度額適用認定証 国民健康保険特定疾病療養受療証		0532-51-3202	新住所が記載されたものを後日世帯主あて郵送します。
後期高齢者医療資格確認書		0532-51-2344	新しい資格確認書を希望する場合は、直接お問合せください。
後期高齢者医療特定疾病受療証 後期高齢者医療福祉医療費受給者証			新住所が記載されたものを後日郵送します。
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 負担限度額認定証	市役所 長寿介護課	0532-51-3130	新住所が記載されたものを、東三河広域連合介護保険課から後日郵送します。
小児慢性特定疾病受給者証 未熟児養育医療受給者証 自立支援医療（育成医療）受給者証	市役所 こども保健課	0532-39-9160	旧住所表記のままで引き続き使用できます。 新住所が記載されたものを希望する場合は、直接お問い合わせください。
年金			
国民年金・厚生年金を現在受給中の方	市役所 国保年金課	0532-51-2290	原則は手続不要ですが、日本年金機構から郵送される書類が旧住所のままの場合は、豊橋年金事務所へ直接お問合せください。
国民年金被保険者（第1号・第2号・第3号）	豊橋年金事務所	0532-33-4111	
障害年金、遺族年金、寡婦年金			
固定資産税			
固定資産課税台帳	市役所 資産税課	0532-51-2215	市が新住所に変更します。
不動産登記			
土地・建物登記の所在、地番、家屋番号等（表題部）	名古屋法務局	0532-54-9278	市が表題部を新しい所在等に変更します。
自動車			
自動車税	東三河県税事務所	0532-35-6130	愛知県が新住所に変更します。
標識交付証明書（125cc以下の原付バイク、小型特殊自動車）	市役所 資産税課	0532-51-2210	新住所が記載されたものを希望する場合は、直接お問合せください。
軽自動車税			市が新住所に変更します。
郵便局			
郵便物の配達	お近くの郵便局	—	転居・転送届は不要です。 ※郵便物のやりとりをする方への住所変更のお知らせを、お早めに済ませて ください。
水道			
水道 下水道	豊橋市上下水道局お客様料金センター	0532-51-2712	市が新住所に変更します。



以上に掲げてあるものについては、原則手続の必要がありませんが、御不明点などありましたら直接問合せ先に御確認ください。